

下野市パブリックコメント制度実施要綱の解説

パブリックコメント制度とは

1. 市が、政策等を決定する過程において、あらかじめその案を広く市民等に公表し、これに対し提出された意見・情報を十分考慮して最終的な意思決定をするとともに、提出された意見等の概要とこれに対する市の考え方等を公表する一連の手続をいいます。
2. 市民に広くこの制度を周知するため、制度の名称は、一般的に共通の呼称として認知されつつある「パブリックコメント制度」を採用します。

(目的)

第1条 この告示は、パブリックコメント手続について必要な事項を定め、市民の市政への積極的な参加を促進し、市の政策形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民と行政との協働によるまちづくりの実現及び開かれた市政の推進に資することを目的とする。

1. 市民に分かりやすく透明性の高い行政を推進し、市民主体のまちづくりを推進していくためには、市が施策を決定する過程において、公正を確保し透明性を高め、市民との情報の共有化を図り、市民の意見を的確に反映していく仕組みを作る必要があります。

この制度は市民と行政との協働によるまちづくりの推進の一環として実施するもので、その有効な手段として、パブリックコメント手続を制度化するものです。

2. この制度はあくまでも、政策等の内容をより良いものとするために、市民の皆さんから意見等を募集し、市が意思決定を行うための参考とするものであり、賛成・反対の各意見の多寡で意思決定の方向を判断する住民投票類似の制度ではありません。

(定義)

第2条 この告示において「パブリックコメント手続」とは、市の重要な政策の形成過程において、その政策に関する計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見、情報及び専門的な知識（以下「意見等」という。）を求め、これに対して提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する市の考え方等を公表するという一連の手続をいう。

- 2 この告示において「実施機関」とは、市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）及び教育委員会をいう。

- 3 この告示において「市民等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 市税の納税義務者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、実施機関が行う施策等に利害関係を有する者

1. 実施する機関は、市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む）及び教育委員会とし、議決機関である議会は除外します。

また、農業委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員及び公平委員会については、想定される案件がほとんどないと考えられることから、除外します。

2. 意見を提出できる「市民」とは、幅広く有益な意見等を求め、より優れた政策等の決定を行う制度の趣旨から、広義の市民等（在住、在勤、在学、在事務所、納税義務者、利害関係を有する個人、法人及び団体）をいいます。

（対象）

第3条 パブリックコメント手続の対象となる事案は、次に掲げるもののうち、市民生活に広く影響を与え、実施機関が必要と認めるものとする。ただし、緊急を要するもの若しくは軽微なもの又は法令等により意見等の聴取に関する定めがある場合は対象としない。

- (1) 総合計画その他の市の基本的な政策を定める計画又は個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画
- (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例又は市民に義務を課し、権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは除く。）の制定又は改廃に係る案
- (3) 大規模な公共事業及び主な公共施設の基本的な計画の策定又は変更

1. 具体的な計画等が、この制度の対象であるか否かは、実施機関がこの要綱の趣旨に基づいて判断し、また、その判断の説明責任を負うこととなります。

2. 「緊急を要するもの」とは、この制度に係る所要時間の経過等により、その効果が損なわれるなどの理由で、この制度を経るいとまがないものをいい、「軽微なもの」とは、(1) 大幅な改正又は基本的な事項の改正を伴わないもの、(2) 上位法令等の規定により裁量の余地なく一定の基準に基づき実施するものをいいます。

また、「法令等により意見等の聴取に関する定めがある場合」とは、法令等に公聴会の実施又は計画等の案等の縦覧・意見提出手続等が定められている場合をいいます。

3. 「その他の市の基本的な政策を定める計画」とは、全市域を対象として将来の市の施策展開の基本方針や進むべき方向その他基本的な事項を定める計画等のことをいい、構想、計画、指針等その名称を問いません。

また、「個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画」とは、総合計画に位置付けられた総合計画を支える主な個別計画及びこれらに順ずる計画等をいいます。

す。

4. 「市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例」とは、市政全般についての基本理念や基本方針等を定めるものをいい、「市民に義務を課し、権利を制限することを内容とする条例」とは、広く市民に適用される規制を定める地方自治法第14条第2項（注1）に基づく条例をいいます。

また、「(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは除く。)」については、市民に義務を課すものに該当しますが、これらの金銭賦課徴収に関する事項を対象とした場合、負担軽減を求める意見が多数を占める可能性が高く、賛否を問うことは、パブリックコメント制度の趣旨に合致しないことなどから、対象から除外します。なお、地方自治法第74条第1項（注2）の規定においても、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものについて、条例の制定・改廃の対象外となっています。

（注1）地方自治法第14条第2項

普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

（注2）地方自治法第74条第1項

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

5. 「大規模な公共事業及び主な公共施設の基本的な計画の策定又は変更」とは、市民生活に広く影響を及ぼす事業や市民が利用する公共施設（市庁舎等）又は供用施設（会館、公園等）の基本的な計画で、総事業費が概ね1億5000万円以上の事業をいいます。

参照 「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」

第2条（議会の議決に付すべき契約）

予定価格1億5000万円以上の工事又は製造の請負とする。

（公表）

第4条 実施機関は、前条各号に該当するもの（以下「計画等」という。）の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前の適正な時期に、当該計画等の案を公表するものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、作成した趣旨、目的、背景等当該計画等の案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

1. 「適正な時期」とは、原則として計画等の素案ができた時期をいいます。
2. 計画等の案を公表するに当たっては、市民等がその案件について内容を十分理解し、適切な意見の提出を求めるために、案だけでは十分理解できない場合には、次に掲げ

る関係資料及び関連情報を併せて公表するよう努力することとします。

- (1) 当該計画等の案の概要
- (2) 根拠となる法令
- (3) 計画の策定及び改訂にあつては、上位計画の概要
- (4) 当該計画等の実施によって生じることが予測される影響の程度及び範囲

(公表方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 実施機関の担当課及び各庁舎市民相談室における閲覧
- 2 実施機関は、前項に定めるもののほか、必要に応じ、市広報紙への掲載、報道機関への情報提供等の方法を積極的に活用し、公表の周知に努めるものとする。
- 3 実施機関は、公表しようとする内容が相当量に及ぶときには、その概要を公表すること若しくは内容の一部を省略して公表することができるものとし、計画等の案及び資料全体については、実施機関担当課における閲覧のみとすることができる。
- 4 実施機関は、前条の規定による公表を行うときは、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を併せて明示するものとする。

1. 公表の方法は、市民の皆さんが一定の場所へ行き、一定のものを見ればこの要綱に定める手続をとっている計画等の案を知りえる体制が望ましいため、最低限、担当課及び各庁舎市民相談室での閲覧と市ホームページへの掲載を行うこととします。
2. 上記のほか、市広報紙への掲載、報道機関への情報提供等の方法を積極的に活用し、公表の周知に努めるものとする。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、市民等が計画等の案についての意見等を提出するために必要と判断される期間を考慮し、原則として1月程度を目安として意見等の提出期間を定めるものとする。

- 2 意見等の提出は、次に掲げる方法により受けるものとする。
 - (1) 郵便
 - (2) ファクシミリ
 - (3) 電子メール
 - (4) 実施機関が指定する場所への直接書面による提出
- 3 実施機関は、市民等から意見等の提出を受ける際には、当該意見等を提出した個人又は法人の住所又は所在地、氏名又は名称等当該意見等を提出した者を特定できる事項の記載を求めるものとする。

1. 意見等の提出期間は、原則として1ヶ月以上としますが、市民の皆さんが意見を提出するために必要な時間を十分確保する必要があるため、また、この期間があまり長期に

なると行政執行の効率が悪くなることから、一応の目安と定めたもので、意見等を募集する計画等の案の内容の重要性や意思決定をするまでのスケジュール等を考慮して、実施機関の判断により適宜定めるものとします。

2. 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール、窓口への持参とし、計画等の案の公表の際に明示することとします。
3. 市民等が意見等を提出する際に氏名及び住所の明記を意見等の受付条件とするのは、意見提出に係る責任の所在をはっきりさせることと、意見内容の確認を行う可能性があることや、匿名とした場合に適切でない意見や集団票のような偏った意見が出てくるおそれがあるため、意見を提出した者の住所及び氏名を明らかにして行うこととし、計画等の案の公表に際しては、その条件を明示することとします。

(意見等の処理)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、計画等の意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により計画等についての意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びこれらに対する実施機関の考え方を公表するものとし、当該計画等の案を修正したときは、修正の内容及びその理由を公表するものとする。ただし、提出された意見等に、個人又は法人その他の団体の権利又は利益を害するおそれがある情報、その他公表することが不相当と判断される事項が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができる。
- 3 提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する実施機関の考え方をまとめて公表するものとする。
- 4 第5条第1項及び第2項の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

1. 実施機関は市民の皆さんから提出された意見等を十分考慮して、計画等について最終的な意思決定を行います。
2. この制度は、第1条に掲げる目的の達成のために、市における情報収集源の拡大と多様化を図るもので、いわゆる住民投票ではなく、案の賛否を問うものではありません。賛否の結論を示しただけの意見に対しては、実施機関の考え方を示さない場合があります。
3. 提出された意見等を公表するときには、下野市個人情報保護条例を適用しますので、住所・氏名等は公表しないこととなります。個人情報を公表する予定であるときは、案を公表するとき、その旨をあらかじめ明示した場合に限ることとします。
4. 提出された意見等に、個人又は法人その他の団体の権利・利益を害するおそれのある情報や公序良俗に反する意見等、公表することが不適切な情報が含まれていると判断される場合には、その全部又は一部を公表しないこととします。

(適用除外)

第8条 実施機関は、附属機関その他これに類するものがこの告示に定める手続に準じ

た手続を経て策定した報告や答申等に基づき、計画等の立案を行うときは、この告示の規定は適用しない。

1. 実施機関が附属機関等の報告や答申を受けて計画等を立案する際、附属機関等で既にこの制度に準じた手続を経ている場合は、改めてこの制度を適用することはありません。

(実施状況の把握)

第9条 市長は、各実施機関がパブリックコメント手続を行っている又は行った案件について、その実施状況を取りまとめ、一覧表を作成し、市ホームページ等に掲載して公表するものとする。

1. パブリックコメントに係る一連の手続は、直接的には実施機関の担当課が行い、広聴事業担当課（総合政策課）は、担当課からの連絡を受け、本手続を行っている又は行った案件についての実施状況を取りまとめ、一覧表を作成し、市ホームページ等に掲載して公表するものとします。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、パブリックコメント手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年5月1日から施行する。